

## 特定健診受診者の中から抽選でけんこう大使グッズをプレゼント！

**対象** 令和元年度の小川町国民健康保険の特定健診対象者で、特定健診を8月末までに受診した方で、次に該当する方

①今年度、特定健診を初めて受診した方 ②今年度を含めて、特定健診を3年連続受診している方

**抽選** 8月末までに受診した方の中から、①②のグループ別に抽選を行います（申込み不要）。

**発表** 抽選を12月頃に行い、当選者へ通知します。

**問合せ** 健康福祉課 保健衛生担当

☎ 157、158

埼玉県けんこう大使  
星夢ちゃん



毎年受けよう！ 「特定健診」

小川町国民健康保険加入者（40歳以上）の方は12月25日（水）までに受診してください。受診券が届いたら医療機関に予約してください。

## 職場などで受診した健診結果をご提供ください

町では、小川町国民健康保険加入者の健康状態を把握し、効果的な保険事業を実施するため、人間ドックや職場等で受診した健診（検査）結果の提出をお願いしています。また、受診の結果、生活習慣の改善が必要な方は、町の保健師や管理栄養士による健康相談が利用できます。

**対象** 令和元年度の小川町国民健康保険の特定健診対象者（40歳～74歳）で、町の特定健診を受診せず、人間ドックや職場等で健診（検査）を受けた方（町助成の人間ドックを受診した方は除きます）

**期間** 平成31年4月1日～令和2年3月31日の間に受診した健診（検査）結果

**提出先** 健康福祉課 保健衛生担当（役場1階）

**提出書類** 受診結果

**締切り** 令和2年4月30日（木）

**問合せ** 健康福祉課 保健衛生担当 ☎ 157、158



健診（検査）結果の情報を提供してくれた方へ粗品をプレゼントします！

## 子宮頸がん検診が始まりました

**対象** 町在住の20歳以上（令和2年3月31日時点）で、大正・昭和の偶数年生まれ、平成の奇数年生まれの方（2年に一度の受診となっています）

**期間** 令和2年2月29日（土）まで

**費用** 1,500円を取扱い医療機関でお支払いください（生活保護受給者は受給証提示で無料）。

**受診** 取扱い医療機関へ保険証等（生活保護受給者は受給証）を提示し直接受診してください。

**取扱い医療機関** 小川赤十字病院・中村産婦人科・みやざきクリニック・霞沢産婦人科医院・吉田産婦人科内科医院・市川クリニック・エンゼルクリニック・渡辺産婦人科医院

### 注意事項

- ①職場等で受診機会がある方はご遠慮ください。機会がない方は健康保険の種類に関係なく受診できます。
- ②平成31年4月1日以降に、妊婦一般健康診査で子宮頸がん検診を受けた方（受ける予定の方）は受診できません。
- ③子宮摘出手術（全部摘出、または体部摘出）の既往歴がある方は受診できません。
- ④検診の結果、再検査・精密検査が必要な場合は自己負担となります。重複受診した場合や対象以外の方が受診した場合は、全額自己負担となります。
- ⑤検診は万全ではありません、症状等がある場合は必ず医療機関を受診してください。

**問合せ** 健康福祉課 保健衛生担当 ☎ 157、158



## 国民健康保険税の限度額と軽減対象の変更のお知らせ

地方税法の改正に伴い、令和元年度からの国民健康保険税について変更があります。

### ①課税限度額の引き上げ

国民健康保険税の医療分の限度額が58万円から61万円に引き上げられます。

課税区分	課税の基礎	税率		
		医療分	後期分	介護分 (40歳～64歳)
所得割	前年総所得金額等－33万円	5.6%	2.3%	1.8%
均等割	被保険者1人につき	23,600円	13,000円	13,200円
課税限度額	平成30年度(変更前)	580,000円	190,000円	160,000円
	令和元年度(変更後)	<b>610,000円</b>	190,000円(改正なし)	160,000円(改正なし)

### ②均等割額の軽減対象の拡大

世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額の合計額に応じて、均等割額が軽減されます。2割軽減と5割軽減の条件変更により、軽減対象世帯が拡大されます。

軽減割合	軽減対象となる総所得金額	
	変更前	変更後
7割軽減	33万円以下	33万円以下（改正なし）
5割軽減	[33万円+27万5千円×被保険者数] 以下	[33万円+28万円×被保険者数] 以下
2割軽減	[33万円+50万円×被保険者数] 以下	[33万円+51万円×被保険者数] 以下

### ③旧被扶養者の均等割減免期限の設定

75歳以上の方及び65才以上75才未満で一定の障害のある方が、被用者保険（社保）から後期高齢者医療制度に移行することにより、その人の被扶養者（65歳以上75歳未満のみ）が国保に加入する場合、申請により均等割が減免されます。令和元年度から減免期間が、当面の間から2年間に変更されます。

※所得割は当面の間、全額免除します。

**問合せ** 税務課 住民税担当 ☎ 131～133

## 生活習慣病重症化予防対策事業が始まります

糖尿病は重症化すると人工透析が必要となり、日常生活が大きく制限されたり、脳卒中や心筋梗塞の引き金にもなる病気です。町では埼玉県及び埼玉県国民健康保険団体連合会と共同で、国民健康保険被保険者を対象に糖尿病性腎症の重症化を予防する取組を始めます。

**受診勧奨のご案内** 糖尿病の治療が必要な方や糖尿病の治療を中断された方に「受診勧奨通知」の郵送や受託業者が電話連絡を行います。

**生活指導のご案内** 糖尿病性腎症の重症化リスクが高い方に、適切な食事の摂り方や適度な運動の実践など生活習慣病を改善するための「生活習慣改善支援プログラム」のご案内を郵送します。

**問合せ** 町民課 国民健康保険担当 ☎ 147～149